

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの 再調達原価

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達原価

※取得原価が不明な河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 出資金

ア 市場価格のあるもの 該当なし

イ 市場価格のないもの 出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書で定める耐用年数に基づき定額法により算定しています。

取得年度の次年度から減価償却を開始しています。

① 有形固定資産 定額法を採用しています。

② 無形固定資産 定額法を採用しています。

③ リース資産（所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、将来の支給見込み額等のうち、当会計年度末において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、原則として過去5年間の平均不能欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内及びリース料総額が300万以下は除く。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金、要求払預金）及び現金同等物（歳計外現金、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払を含む）を、資金の範囲としています。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

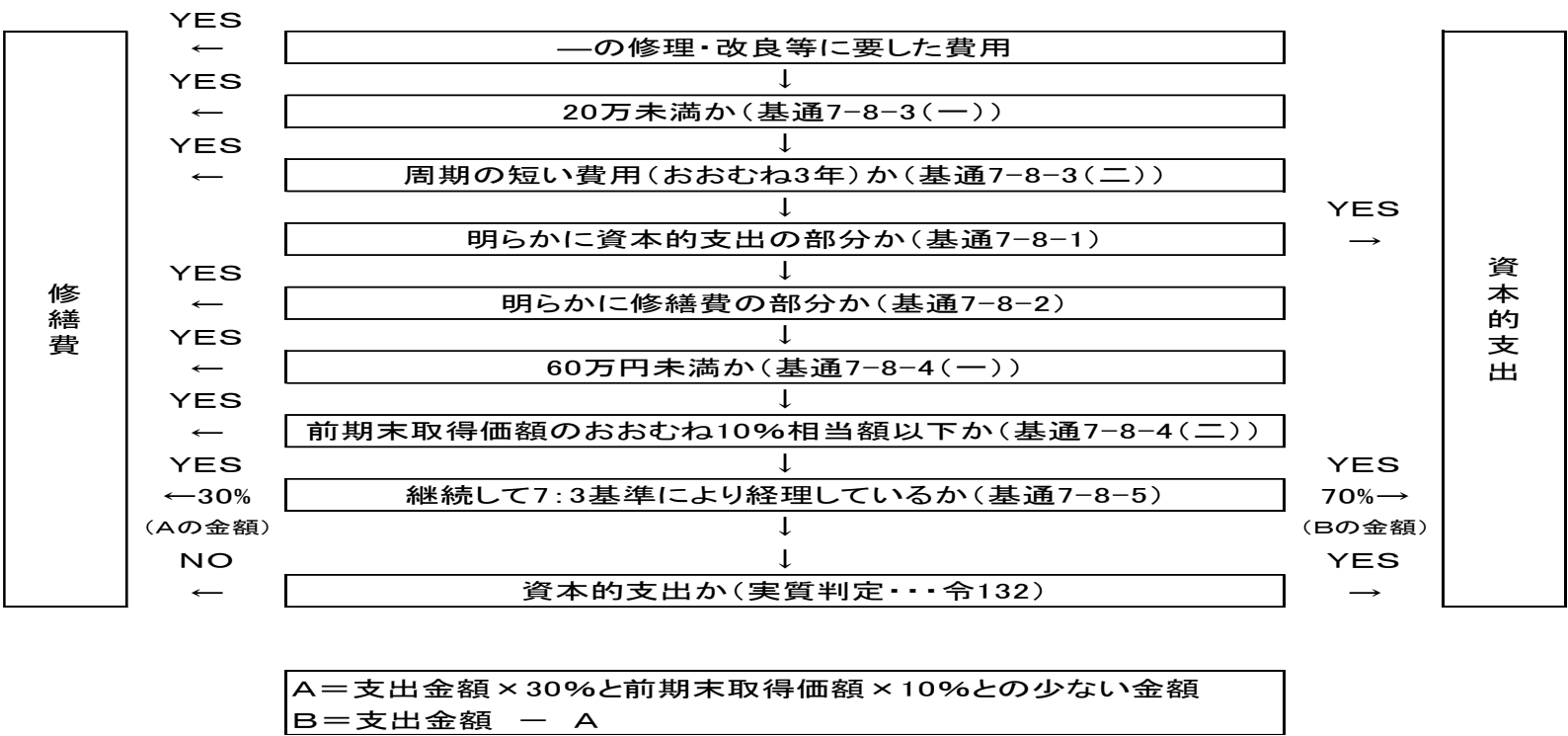
物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。
ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式により処理しています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

以下の図に基づいて処理を行っています。



④ 財務書類の表示金額単位については円単位としています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当事項なし

(2) 表示方法の変更

該当事項なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当事項なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当事項なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当事項なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当事項なし

(4) 重大な災害等の発生

該当事項なし

(5) その他重要な後発事象

該当事項なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当事項なし

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等は以下のとおりです。

該当事項なし

(3) その他主要な偶発債務

該当事項なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 対象範囲（対象とする会計名）

高石市一般会計・墓地事業特別会計とします。

② 出納整理期間

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられている為、当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降支出予定額

該当なし

④ 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費	364,371,000 円
事故繰越額	2,445,300 円

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	… 該当なし
連結実質赤字比率	… 該当なし
実質公債費比率	… 10.3%
将来負担比率	… 75.2%

(2) 貸借対照表に係る事項

① 基準変更による影響額等

該当事項なし

② 売却可能資産に係る資産科目別の金額

事業用資産／土地	46,163,043 円
事業用資産／建物	0 円

③ 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

該当事項なし

④ 基金借入金（繰替運用）の残高

保健医療基金	750,000,000 円
--------	---------------

⑤ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

21,391,999,000 円

⑥ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は次のとおりです。

標準財政規模	14,347,829,000 円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,855,510,000 円
将来負担額	44,700,273,000 円
充当可能基金額	4,879,706,000 円
特定財源見込額	9,033,643,000 円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	21,391,999,000 円

⑦ 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

本年度末リース債務金額残高	92,122,566 円
---------------	--------------

(3) 行政コスト計算書に係る事項

① 基準変更による影響額等

該当事項なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

① 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

ア 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。

イ 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差異

・業務活動収支	2,487,543,103 円
投資活動収入の国県等補助金収入	582,803,219 円
減価償却費	△ 1,641,676,449 円
退職手当引当金の増減額	△ 62,768,000 円
賞与等引当金の増減額	△ 39,374,113 円
資産除却損	49,578,780 円
未収金の増減額	11,601,748 円
その他資産・負債等の増減額	△ 162,699,270 円
・純資産変動計算書の本年度差額	1,225,009,018 円

② 基礎的財政収支

業務活動収支（支払利息を除く）	2,284,948,354 円
投資活動収支	△ 1,258,097,031 円
基礎的財政収支	1,026,851,323 円

③ 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計）	28,775,656,944 円	28,495,886,346 円
歳入歳出決算書（墓地事業特別会計）	5,227,071 円	5,227,071 円
資金収支計算書	28,780,884,015 円	28,501,113,417 円

④ 一時借入金の状況

該当事項なし

⑤ 重要な非資金取引

減価償却費	1,641,676,449 円
賞与引当金繰入額	277,057,491 円
退職手当引当金繰入額	160,489,261 円
徴収不能引当金繰入額	4,238,694 円